

(目的)

第1条 公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」という。）は、県内中小企業等が、山形県の強みであるものづくりの基盤技術や多種多様な地域資源を活用して取り組む新製品の開発、新規市場の創出及び新事業の展開を促進するための研究開発、試作等の取り組みに対し、予算の範囲内において、やまがた産業技術振興基金による助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業及び経費)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び助成対象者は、別表1に定めるものとし、助成対象事業に要する経費（以下「助成対象経費」という。）は当該事業を行うために必要な経費であって別表2に掲げるものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表1に定める金額とする（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を機構に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成事業実施スケジュール（様式第2号）
- (3) 助成事業者の概要（様式第3号）
- (4) 経営状況表（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) その他機構が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第5条 助成対象事業及び助成金額は、前項の交付申請に係る内容を関係機関及び有識者等で構成する助成事業審査委員会に諮り、採択基準を総合的に勘案して決定する。また、機構はその審査結果及び助成金交付決定の旨を、当該事業の交付申請者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、機構は、助成金の交付申請の内容を修正して、又は、必要な条

件を付して助成事業者へ通知することができる。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、原則として、前条の交付の決定のあった日から令和3年7月31日までとする。

(交付決定の除外要件)

第7条 機構は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、第5条の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに機構に文書で申し出ることにより、申請を取下げることができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の申請)

第9条 助成事業者は、交付決定を受けた事業計画について、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出し、機構の承認を受けなければならない。

- (1) 別表2に掲げる助成対象経費の経費区分ごとの配分の変更（助成対象経費総額の2割以内の増減を除く。）をしようとするとき。
- (2) 助成対象事業の内容の変更（助成対象事業の遂行に影響しない程度の事業計画の細部の変更を除く。）をしようとするとき。

2 助成事業者は、助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第7号）を提出し、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）した日から起算して30日を経過した日、又は令和3年8月20日のいずれか早い日までに、次の書類により事業の実績を機構に報告しなければならない。

- (1)実績報告書（様式第8号）
- (2)その他機構が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 機構は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて助成対象事業の実施された場所における現地調査等を行ったうえで、助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第12条 前条により助成金の額を確定した場合、機構は、助成事業者からの請求（様式第9号）により、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の経理等）

第13条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、令和8年3月31日まで保存しなければならない。

（知的財産の帰属）

第14条 助成対象事業を実施したことにより発生した知的財産権は、助成事業者に帰属する。

（交付決定の取消し）

第15条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 助成事業者が第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成対象事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定は、助成対象事業について、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第16条 機構は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（財産の管理）

第17条 助成事業者は、助成事業が完了した後も、当該助成事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、1件あたり50万円以上の（1）機械装置等（助

成事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）、（2）備品及び（3）その他の財産について、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産処分の制限）

第 18 条 助成事業者は、取得財産等を助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第 10 号）を提出し、機構の承認を受けなければならない。

2 助成事業者は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過している場合は、この限りでない。

（事業化状況報告）

第 19 条 助成事業者は、助成事業が完了した日の属する年度終了後 5 年間、所定の時期に様式第 11 号による事業化状況報告書を機構に報告しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第 20 条 助成事業者は、助成事業に基づく、発明、考案等に関して産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等報告書（様式第 12 号）を機構に届け出なければならない。

（検査調査等）

第 21 条 助成対象事業の実施中、又は完了後において、機構が事業の適正な執行及び事業の成果の検証のために必要な調査を実施しようとするときは、助成事業者は、その調査に協力しなければならない。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は令和 2 年 3 月 10 日から施行し、令和 2 年度に交付決定を受ける助成金に適用する。

別表1 (対象事業)

事業内容	新たな技術等の開発や地域の資源等を活用した新製品開発など、新規市場の創出や新事業展開のための研究開発に取り組む事業
助成対象者	山形県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合及び山形県内で創業する起業家並びにそれらを含むグループ
実施主体への助成率	1/2 以内
実施主体への助成上限額	5,000 千円 (林工連携、雪対策に取り組む事業は 6,000 千円)

別表2 (助成対象経費) ※租税の額は、助成対象経費に含めない。

助成対象経費	
経費区分	経費の内容
謝金	講師、外部専門家等への謝金及び技術指導受入費
旅費	講師、外部専門家等への旅費及び職員旅費
物品費	機械装置・工具器具費、原材料・消耗品費、資料購入費
事業費	外注・委託費(※)、試験・分析費、共同研究費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広報宣伝費、会場設営運営費、翻訳料、産業財産権導入費、機器借上料 (※) 外注・委託費は助成対象経費総額の 1 / 2 を上限。